

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(閣法第二九号)(衆議

院送付)要旨

本法律案は、昨年の事故米穀の不正規流通問題において、流通ルートの解明に時間を要し、また、米穀を原材料として使用している食品の原料米の産地が分からなかったことなどから、米製品全般にわたり消費者の不安が生じたという状況を踏まえ、食品事故などの問題事案が発生した場合に、米穀の流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法律による措置を適切に実施できるようにするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、米穀等の取扱事業者は、米穀等について取引等をしたときは、その取引等に係る情報を記録・保存しなければならぬこととする。

二、米穀等の取扱事業者は、その産地を識別することが重要と認められる米穀等について、一般消費者への販売又は提供をするときは、米穀等の産地を一般消費者に伝達しなければならないこととする。また、主務大臣は、その違反者に対して勧告及び命令を行うことができることとする。

三、この法律は、公布の日から起算して一年六月（二の産地情報の伝達の規定については、二年六月）を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

四、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、政府が検討すべき事項を追加し、飲食品品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報の記録の作成・保存及び緊急時における国等への情報提供の義務付けについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を加えることとする修正が行われた。